

令和2年7月29日

第2回総会議事録

長岡市農業委員会

第 2 回総会議事録

- 1 日 時 令和 2 年 7 月 29 日（水曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 2 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 3 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 4 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 5 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 7 号 農用地利用配分計画案の決定について
 - 日程第 3 報告第 1 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (23名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (1名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 樺沢 仁、次長 井上 靖司、振興農政係長 小川 一博、
農地係長 今坂 康雄、主査 鈴木 久美子、主査 早川 仁、
主事 桑原 彩乃、主事 涌井 唯奈

開 会（午後 2 時 15 分）

樺沢事務局長 これより第 2 回農業委員会総会を開催いたします。

初めに、高橋会長よりご挨拶をいただきます。高橋会長、よろしくお願いいいたします。

高橋会長 (あいさつ)

樺沢事務局長 会長、ありがとうございました。

続いて、農業委員会憲章を斉唱いたします。

粉川会長職務代理者から先導いただきます。粉川会長職務代理者、よろしくお願いいいたします。

粉川会長職務代理者 (粉川会長職務代理者の先導により農業委員会憲章を斉唱)

樺沢事務局長 ありがとうございました。

これより日程に入ります。

会議は、長岡市農業委員会会議規則第4条の規定により、高橋会長から議長を務めていただきます。

高橋会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、第2回総会を開催いたします。

欠席届が議席番号9番、坂詰委員より提出されておりますが、長岡市農業委員会会議規則第6条の規定による定足数を満たしており、会議は成立していることを報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長

日程第1、議事録署名委員の選任でございます。議長において議席番号3番、岩本一男委員、4番、諸橋昇一委員を指名いたします。

日程第 2 議案第2号 農地法第3条の許可申請について

議長

それでは、日程第2、これより審議に入ります。

議案第2号 農地法第3条の許可申請についてを議題とします。

なお、3番の案件は本田委員が関係する案件でございます。この1件を除いて事務局の説明を求めます。

今坂係長

農業委員会事務局の今坂と申します。よろしくお願いいたします。それでは、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、4ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は7件でございます。

1番、2番、4番、5番の4件は売買による所有権移転、6番は贈与による所有権移転、7番は区分地上権の設定であります。

6番については、許可後の経営面積が50アール未満でございますが、長岡地域の大積地区の下限面積は20アールでありますので、問題はないものと考えております。

なお、7番につきましては、営農の継続を前提として、支柱を立てて農地の上部空間に発電設備を設置することに伴い、区分地上権を設定するものでございます。この案件は、既に受けている許可の期間が満了することに伴い、再許可を受ける案件であります。農地法第3条第2項各号の要件を満たす必要はなく、また営農条件に支障がないことは、この後農地法第5条許可申請の4番でご説明をさせていただきます支柱部分の一時転用許可申請の中で確認を済ませているものでございます。

以上につきまして、担当委員による現地調査結果はいずれも問題なしということであります。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第2号 農地法第3条の許可申請について、3番を除き許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

次の3番については、本田委員が関係する案件でございます。委員の議事参与はできませんので、本田委員の退席をお願いします。

(本田委員退席)

議長

それでは、農地法第3条の許可申請、3番について事務局の説明を求めます。

今坂係長

ご説明申し上げます。

3番は、売買による所有権移転であります。こちらにつきましても農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

3番を許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

本田委員の着席を求めます。

(本田委員着席)

議長

本田委員にお伝えします。

3番について原案のとおり決定いたしました。

議案第3号

農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長

議案第3号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長

ご説明申し上げます。

議案書6ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、寺泊地域の1件でございます。

1番、寺泊野積の畑について、駐車場及び物置建築敷地として転用する計画について許可を受けていた案件であります。このたび物置及び倉庫建築敷地として利用する計画に変更するものでございます。

議案資料21ページに経過説明を掲載しております。

本案件につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

堀 徳太郎委員 5番の堀です。

転用目的が、当初の駐車場及び物置建築敷地から、物置及び倉庫建築敷地に変更され、駐車場が含まれていません。

経過説明書によると、倉庫も物置もそれぞれ床面積50平方メートル程度なので、合わせて100平方メートル程度ですが、許可を受けた面積は574平方メートルです。そうすると、残りの474平方メートルというのは利用計画のない未利用地となるのでしょうか。

今坂係長

議案には、主な転用目的を記載しておりますが、このほか、駐車スペースも当初よりも小規模ですがありますし、現地は傾斜地なので、法面の部分もかなりあり、そういった面積を全て合わせると、この面積になるもので、未利用ということではないです。

堀 徳太郎委員 いずれにしても574平方メートルという面積に変更はないのですか。

今坂係長
議長

変更はありません。

ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第3号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について、承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第4号
議長

農地法第4条の許可申請について

議案第4号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長

ご説明申し上げます。

議案書8ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域4件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において7月21日までに現地確認を実施しております。

1番、王番田町の田について、庭及び通路敷地として利用するものがございます。議案資料23ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものでありますが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、下々条町の田について、農機具格納庫建築敷地として利用するものであります。議案資料24ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものでありますが、転用目的が農業用施設であるため、例外的に許可できるものであります。

3番、加津保町の畑について、住宅建築及び庭敷地として利用するものであります。議案資料25ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に

該当するものでありますが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

4番、成沢町の畑について、住宅建築敷地として利用するものであります。議案資料26ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものでありますが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

堀 徳太郎委員 5番の堀です。

3番について、質問します。

今回の申請に係る1383番1ほか3筆ですが、経過説明書によると、この土地を住宅及び庭敷地として利用しているが、4条の許可を受けていないことがわかったので、今回申請に及んだという趣旨だと思います。

申請に係る住宅は昭和51年に建築したもので、それ以前は1393番、1394番、1395番にあった住宅に住んでいて、それらの土地を実は4条の許可を受けていなかったということだと思います。そうすると、今回申請に係る1383番1ほか3筆の転用を許可したとしても、以前居住していた住宅の敷地は依然として違反転用の状態にあると思うのですが、この部分は申請には含まれないのでしょうか。

今坂係長

先ほど、既存宅地と一体的に利用するものという説明をいたしました。が、以前居住していた住宅の敷地については、既に地目が宅地になっておりましたので、今回の申請には含んでいないものであります。

議長

ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第4号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえていますので、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第5号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第5号 農地法第5条の許可申請についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

今坂係長 議案書10ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域3件、越路地域1件、三島地域1件、計5件でございます。

1番、鳥越の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和2年10月14日から令和3年2月27日までの計画であります。申請地は土地区画整理事業の施行された区域内にあり、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を必要とします。

2番、神谷の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和2年9月1日から令和3年3月31日までの計画であります。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、近接する本家と相互扶助する必要性から、他の場所での代替性はなく、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものでございます。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

3番、東片貝町の畑について、工事用仮設ヤード敷地として利用するために賃借権の設定をするものであります。工期は、許可日から令和3年4月30日までの計画であります。申請地は東片貝町地内の農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が一時的な利用であるため、許可できるものでございます。

4番、西津町の田について、太陽光発電設備設置敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。申請地は農振農用地区域内の農地ではありますが、本案件は営農の継続を前提として、支柱を立てて農地の

上部空間に発電設備を設置するもので、こういった営農型と呼ばれる発電設備につきましては、支柱部分について例外的に一時転用の許可ができるものでございます。この案件は、経済産業省から再生可能エネルギー発電設備の認定、東北電力から電力系統の連系についての接続同意をそれぞれ受けております。先ほどご説明しました農地法3条許可申請の7番と同一の計画によるものでございます。既に受けている許可の期間が満了することに伴い、下部の農地での営農状況も問題がないことから、再許可を受ける案件であります。

5番、福井町の田について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和2年8月10日から令和2年12月20日までの計画であります。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、近接する本家と相互扶助する必要性から、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものでございます。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第5号 農地法第5条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第6号

農用地利用集積計画の決定について

議長

議案第6号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長

ご説明申し上げます。

皆様のお手元に利用権設定及び中間管理権の設定地域別一覧表、A 3、1枚と別冊農用地利用集積計画1冊を配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書の13ページの内訳表をご覧ください。今月は利用権の設定、移転で37件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が32件、賃借権移転が1件、使用賃借権設定が4件となっています。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定、公社借入れ分について、このたびは5件の申出がありました。内容については全て新規となっており、権利関係は、全て賃借権設定となっています。

続いて、使用賃借権及び賃借権の設定（公社貸付け分）については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは4件の申出がありました。内容については全て新規となり、権利関係は全て賃借権設定となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊農用地利用集積計画にて確認をお願いいたします。

以上計46件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

- 議案第7号 農用地利用配分計画案の決定について
- 議長 議案第7号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 小川係長 ご説明申し上げます。
議案書の17ページをご覧ください。新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権の移転をするものです。
このたびは2件の申出があり、全て賃借権移転となっています。
これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定をさせていただいたものです。
これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。
当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長 それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
- 議長 ありませんの声が聞こえます。
それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。
議案第7号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしの声が聞こえます。
それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
- 日程第3 報告第1号 農地法の届出通知等について
- 議長 日程第3、報告第1号 農地法の届出通知等についてを議題とします。
事務局の報告を求めます。

今坂係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について2件を19ページに、5条の届出について25件を20ページから24ページに、農地法の適用を受けない事実確認2件を25ページに、18条合意解約について2件を26ページに、利用権解約について11件を27ページ、28ページに、中間管理権の解約について5件を29ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上、提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第2回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時52分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和2年7月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名															
1	出	多田好一	13	出	青柳進															
2	出	吉川勇	14	出	青柳久雄															
3	出	岩本一男	15	出	中村正行															
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏															
5	出	堀徳太郎	17	出	稲波忠昭															
6	出	若井泰志	18	出	佐藤辰也															
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭															
8	出	菅沼正美	20	出	成澤善博															
9	欠	坂詰隆	21	出	櫻井正広															
10	出	千野俊輔	22	出	池田朝二															
11	出	安達隆幸	23	出	田中豊															
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一															
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">出席委員</td> <td style="width: 5%; vertical-align: top;">人</td> <td style="width: 40%; text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">23</td> <td style="width: 5%; vertical-align: top;">人</td> <td style="width: 35%; vertical-align: top;">議事録署名委員</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">欠席委員</td> <td style="vertical-align: top;">人</td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">1</td> <td style="vertical-align: top;">人</td> <td style="vertical-align: top;">岩本一男 委員</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">計</td> <td style="vertical-align: top;"></td> <td style="text-align: center; border-bottom: 3px double black;">24</td> <td style="vertical-align: top;"></td> <td style="vertical-align: top;">諸橋昇一 委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	23	人	議事録署名委員	欠席委員	人	1	人	岩本一男 委員	計		24		諸橋昇一 委員
出席委員	人	23	人	議事録署名委員																
欠席委員	人	1	人	岩本一男 委員																
計		24		諸橋昇一 委員																